

求人案内(精神保健福祉法に基づく通報対応業務)

●募集業務

精神保健福祉法に基づく通報対応業務（会計年度任用職員）

※会計年度任用職員とは

- ・ 地方公務員法で定める一般職の非常勤職員
- ・ 任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内

●募集人数

3名

●業務内容

- ・ 精神保健福祉法に基づく通報に対する対面または電話調査
- ・ 精神保健診察の要否判断、関係機関への連絡調整・報告
- ・ 精神保健診察を実施する場合の対象者の移送
- ・ 上記に伴う簡単なパソコン入力業務

●応募資格

- ・ 精神保健福祉士資格（面接時に登録証を持参）
- ・ 夜間を含む交代勤務が可能な方
- ・ 関係機関との調整を行うコミュニケーション能力がある方

●勤務地

神戸市中央区

（最寄駅：神戸市営地下鉄西神・山手線 県庁前駅、JR 元町駅）

●雇用期間

採用後 ～ 令和9年3月31日

※勤務評価により契約更新の可能性あり

●勤務時間・勤務日数

- ① 9:00～17:00（休憩1時間）※土日祝のみ
 - ② 17:00～22:00（休憩なし）
 - ③ 17:00～翌9:00（休憩2時間）
- ・ 上記勤務を交代制で実施（週16～19時間程度）
 - ・ 月10～15回程度の勤務
 - ・ 業務状況により時間外勤務が発生する場合あり

●給与

時給：2,059 円

●諸手当

- ・通勤費
- ・期末手当・勤勉手当（支給要件あり）
- ・時間外勤務手当
- ・夜間勤務手当
- ・夜間業務手当 ほか

※給与改定等により変更の可能性あり

●休暇

- ・年次有給休暇
- ・夏季休暇

※会計年度任用職員の規則に基づき付与

●災害補償

労働者災害補償保険法適用

●試用期間

1 か月

●服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。
 - ①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）
 - ②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
 - ③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

●応募方法

神戸市健康局保健所保健課（078-322-5271）へ事前連絡のうえ、履歴書を郵送
（送付先：神戸市役所 1 号館 20 階）

●選考方法

面接

※応募の際にお伝えいたします。

●特記事項

- ・応募は随時受付、募集人数に達し次第終了
- ・面接時に精神保健福祉士登録証を持参
- ・面接会場：神戸市健康局保健所保健課（神戸市役所 1 号館 20 階）